

国土交通省からのお願い

「違反原因行為の実態調査」へのご協力について

貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。さて、国土交通省では、令和6年4月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制等の新たなルール適用にあわせて、長時間の荷待ちなど、皆様が法令遵守できなくなる恐れのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主・元請事業者（荷主等）に対し、貨物自動車運送事業法に基づく働きかけを行うなど、適正な取引の推進のための様々な取組を実施してきました。

昨年度実施した「違反原因行為の実態調査」では、全国のトラック運送事業者の皆様から、多くの違反原因行為の情報をいただき、トラック G メンによる働きかけ等に活用させていただきました。調査から1年が経過し、荷主・元請事業者による改善が進んでいる一方で、まだ改善が見られない事案もあると思われることから、今年度もアンケート調査を実施することとなりました。

ご回答いただいた内容は、トラック G メンの活動（前述の法に基づく働きかけなど）に活用いたしますので、調査にご協力下さいますようよろしくお願ひいたします。

回答方法（下記①②いずれかの方法でご回答ください。）

1 Web フォームからの回答

下記 URL から PC、スマホ等にて回答フォームへアクセスの上ご回答ください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/ihan/n/>

※ yusou@crp.co.jp に空メールを送信して URL を取得することもできます。

2 FAX による回答

同封の調査票にご記入の上、下記まで FAX でご送信ください。

送信先：社会システム(株) 050-3172-9606

※集計の都合上、Web でのご回答にご協力いただけますと幸いです。



回答期限

① Web による回答期限：令和6年10月25日（金）

② 郵送・FAX による回答期限：令和6年10月18日（金）

※本アンケート調査は、トラック G メンが荷主等へ働きかけ等を行うための違反原因行為の情報収集を目的としています。ここで得られた情報を基にしてトラック運送事業者に監査を行うことはありませんので、ご安心ください。また、トラック運送事業者名、担当者名が特定される形で荷主等に情報を提供したり、公表を行ったりすることは決してありません。

※本アンケート調査でご回答いただいた情報について、全国の運輸局・運輸支局に配置されている「トラック G メン」が皆様にお電話などで詳細をお聞きする場合がございます。違反原因行為の詳細な情報や証拠となる書面等の提供にご協力をいただけますと、荷主等に対しより適切な是正指導が可能となりますので、是非ご協力をよろしくお願ひいたします。

※なお、本アンケート調査とは別に、「トラック G メン」が皆様にお電話などで調査させていただくこともあります。その際には、本アンケートと同様に、御社の取引環境の実態をありのままにお話しいただけますと幸いです。

◆荷主等から違反原因行為を受けていない場合は、PC、スマホ等からのご回答が便利です。



【調査主体】

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 担当：溝江、渋谷、藤沢
東京都千代田区霞が関 2-1-3

【お問い合わせ先（調査会社）】

社会システム株式会社 担当：森、東野、金子
東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 TEL：03-5791-1149（月～金 10-17 時）
問合せメールアドレス yusou@crp.co.jp